

る。次の各号に掲げる一酸化チタンの製造方法の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|-------|---|------|
| 17 | 二 塩化チタンをルチルから分離する方法 | 一・四三 |
| 19 18 | 業省令で定める係数は、それぞれ別表第三の第二欄に掲げる製品の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に定めるものとする。 | |
| 20 | 令別表第七の三の項の下欄への環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第四の下欄に掲げる製品の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に定めるものとする。 | |
| 21 | 令別表第七の三の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、三・三八とする。 | |
| 22 | 令別表第七の四の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める電気炉は、製鋼の用に供する電気炉とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、十二分の四十四とする。 | |
| 23 | 令別表第七の四の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | |
| 24 | 一 石灰石 ○・四四〇 | |
| 25 | 二 ドロマイト ○・四七一 | |
| 26 | 令別表第七の四の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるガスは、次の各号に掲げるガスとし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるガスの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | |
| 27 | 一 高炉ガス ○・三一三 | |
| 28 | 二 転炉ガス 一・一六 | |
| 29 | 令別表第七の五の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、それぞれ別表第三の二の第二欄に掲げる製品の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に定めるものとする。 | |
| 30 | 令別表第七の五の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、二・三五とする。 | |
| 31 | 令別表第七の七の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、ドロマイトとし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・四八とする。 | |
| 32 | 令別表第七の七の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩は、炭酸カルシウムとし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・四四とする。 | |
| 33 | 令別表第七の七の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・七三とする。 | |
| 34 | 令別表第七の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | |
| 35 | 一 廃油(植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物をいう。以下同じ。)であるものに限る。)二・九三 | |
| 36 | 二 合成繊維 二・三一 | |
| 37 | 三 廃タイヤ 一・六四 | |
| 38 | 四 前二号に掲げる廃プラスチック類以外の廃プラスチック類(産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)であるものに限る。)二・五六 | |
| 39 | 五 六 ポリエチレンテレフタレート製の容器 二・二七 | |
| 40 | 七 廃プラスチック類(前四号に掲げるものを除く。)二・七六 | |
| 41 | 八 紙くず ○・一四四 | |
| 42 | 九 紙おむつ 一・一二 | |
| 43 | (特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等) | |
| 44 | 第四条 令別表第八の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第四の下欄に掲げる施設等(施設及び機械器具をいう。以下同じ。)とし、同項の下欄のイの環境省 | |

令・経済産業省令で定める燃料は、同表の第二欄に掲げる施設等ごとに同表の第三欄に掲げる燃料とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当

- りのギガジュールで表した発热量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第五の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし同項の下欄のイの燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第四の第二欄に掲げる施設等の区分及び第三欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

令別表第八の一の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇〇一とする。

令別表第八の一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める電気炉は、製鋼又は合金鉄若しくは炭化けい素の製造の用に供する電気炉とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇〇〇〇〇〇四六とする。

令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

イ 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数 ○一五

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇量 ○・〇〇一七

二 露天掘による採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇〇八〇

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇〇〇〇六七

三 令別表第八の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇四〇とする。

4 6 令別表第八の二の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇四三とし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・二七とする。

7 5 令別表第八の二の項の下欄のホ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート(NGL)以外の原油とし、同欄のホ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 原油(コンデンセート(NGL)を除く。以下この項において同じ。)の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇〇〇七二

ロ イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表したメタンの量 次の(i)及び(i-i)に掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(i-i)に定める数

(i) 原油の生産に係る坑井における施設(陸上に設置されたものに限る) ○・〇〇一八

(ii) 原油の生産に係る坑井における施設(海上に設置されたものに限る) ○・〇〇〇〇〇〇

| | | |
|----|---|--|
| 21 | 令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田 | 二 時常湛水田 ○・○○○○○三九 |
| 22 | 令別表第八の七の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第八の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。 | 一 間断灌漑水田 ○・○○○○○二九 |
| 23 | 令別表第八の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、別表第九の第一欄に掲げる廃棄物とする。 | 二 常時湛水田 ○・○○○○○二九 |
| 24 | 令別表第八の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第九の第二欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。 | 三 常時湛水田 ○・○○○○○二九 |
| 25 | 令別表第八の九の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第九の第二欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。 | 四 木くず（一般廃棄物）（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。） |
| 26 | 二 一般廃棄物（前号に掲げるものを除く。）又は産業廃棄物 ○・○○○○○九六 | 五 木くず（一般廃棄物）（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。） |
| 27 | 令別表第八の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。 | 六 紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は動物の死体（第一号に掲げるものを除く。）○・○○○○○二三 |
| 28 | 令別表第八の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | 七 食料品製造業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○一一二 |
| 29 | 一 食料品製造業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○一一二 | 八 バルブ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○一五 |
| 30 | 二 鉄鋼業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○七三 | 九 化学工業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○九二 |
| 31 | 三 前各号に掲げる場合のほか、工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○三〇 | 四 鉄鋼業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○八八 |
| 32 | 四 令別表第八の一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第十一の第二欄に掲げるし尿の処理方法とする。 | 五 令別表第八の一一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第十一の第一の項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。） |
| 8 | 六 令別表第九の五の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、一とする。 | 七 令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、別表第七の第二欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第二欄に掲げる家畜ごとに同表の第三欄に掲げるふん尿の管理方法とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる家畜の区分及び第三欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第五欄に掲げるとおりとする。 |
| 9 | 八 令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | 九 令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 |
| 33 | 第五条 令別表第九の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第十三の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める燃料は、同表の第二欄に掲げる施設等ごとに同表の第三欄に掲げる燃料とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発热量として環境省令・経済産業省令で定める系数は、別表第五の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同項の下欄の当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める系数は、別表第十三の第二欄に掲げる施設等の区分及び第三欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。 | 十 令別表第九の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○○○八〇とする。 |
| 2 | 十一 令別表第九の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○○○八〇とする。 | 十一 令別表第九の二の項の下欄のハ（1）の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（NGL）以外の原油とし、同欄のハ（1）の環境省令・経済産業省令で定める系数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 |
| 3 | 十二 令別表第九の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○○○六八とする。 | 十二 令別表第九の二の項の下欄のハ（2）の環境省令・経済産業省令で定める系数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 |
| 4 | 十三 令別表第九の二の項の下欄のハ（1）の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（NGL）以外の原油とし、同欄のハ（1）の環境省令・経済産業省令で定める系数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | 十三 令別表第九の二の項の下欄のハ（1）の環境省令・経済産業省令で定める原油（コーンデンセート（NGL））を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 ○ |
| 5 | 十四 令別表第九の二の項の下欄のハ（2）の環境省令・経済産業省令で定める系数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | 十四 令別表第九の二の項の下欄のハ（2）の環境省令・経済産業省令で定める原油（コーンデンセート（NGL））を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 ○ |
| 6 | 十五 令別表第九の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | 十五 令別表第九の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める系数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 |
| 7 | 十六 令別表第九の五の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、一とする。 | 十六 令別表第九の五の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める系数は、一とする。 |
| 8 | 十七 令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、別表第七の第二欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第二欄に掲げる家畜ごとに同表の第三欄に掲げるふん尿の管理方法とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる家畜の区分及び第三欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第五欄に掲げるとおりとする。 | 十七 令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、別表第七の第二欄に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める系数は、一とする。 |
| 9 | 十八 令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める系数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | 十八 令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める系数は、一とする。 |

| | | | | |
|-----|---|-----------|---|---|
| 七十 | いちご | ○・○○○○六三 | 19 | 令別表第九の一の項の下欄の口の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 |
| 七十一 | メロン | ○・○○○○六三 | 20 | 一 標準活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○○一四 |
| 七十二 | すいか | ○・○○○○六三 | 二 嫌気好気活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○○一二 | |
| 七十三 | さとうきび | ○・○○○○八六 | 三 嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法により処理している場合 ○・○○○○○〇三〇 | |
| 七十四 | てんさい | ○・○○○○二四 | 四 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○○〇一 | |
| 14 | 令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第八の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、○・○○九七とする。 | 14 | 令別表第九の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、○・○○九七とする。 | |
| 15 | 令別表第九の九の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | 15 | 令別表第九の九の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | |
| 一 | 木くず（一般廃棄物であるものに限る） | ○・○○○○○一五 | 16 令別表第九の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二〇の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二〇の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第十一の第 | |
| 二 | 一般廃棄物（前号に掲げるものを除く。）又は産業廃棄物 | ○・○○○○二七 | 17 令別表第九の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | |
| 三 | 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○○一五 | 18 令別表第九の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | |
| 四 | 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○○六五 | 19 令別表第九の一の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十二の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二 | |
| 五 | 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○○八八 | 20 第十一の第二欄に掲げるし尿の処理方法とする。 | |
| 六 | 石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○○二九 | 21 令別表第九の一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し尿処理施設で別表第十二の一の項に掲げるし尿処理施設以外のものとする。 | |
| 七 | 多段吹込燃焼式流動床炉、二段燃焼式循環流動床炉又はストーカー炉において高温燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○○二六 | 22 令別表第九の一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○三五とする。 | |
| 八 | 炭化固体燃料化炉において焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○○〇一 | 23 令別表第九の一の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十二の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二 | |
| ○三一 | | | （特定排出者の事業活動に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等） | |
| 九 | 下水汚泥（第一号及び第三号から第八号までに掲げるものを除く。） | ○・○○〇〇八八 | 24 第六条 令別表第十の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○一七とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇三五とする。 | |
| 十 | 汚泥（第一号及び第三号から第九号までに掲げるものを除く。） | ○・○○〇〇九九 | 25 令別表第十の三の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定めるバーフルオロカーボンは、パーフルオロシクロブタンとし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇二〇とする。 | |
| 十一 | 廃油（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○○〇〇六二 | 26 令別表第十の四の項の下欄のイ（1）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | |
| 十二 | 紙くず、木くず、織維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は家畜の死体（第一号に掲げるものを除く。） | ○・○〇〇〇七七 | 27 令別表第十の四の項の下欄のイ（2）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇一〇とし、同欄のハ（2）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇一〇とし、同欄のニ（2）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇〇〇八〇とする。 | |
| 18 | 令別表第九の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | | 28 令別表第十の四の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇一九とする。 | |
| 一 | 食料品製造業に係る工場廃水を処理している場合 | ○・○〇〇〇四七 | 29 令別表第十の四の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる | |
| 二 | バルブ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水を処理している場合 | ○・○〇〇〇一四 | 30 令別表第十の四の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる | |
| 三 | 化学工業に係る工場廃水を処理している場合 | ○・〇一七 | 31 令別表第十の四の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる | |
| 四 | 鉄鋼業に係る工場廃水を処理している場合 | ○・〇〇四〇 | 32 令別表第十の四の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる | |
| 五 | 前各号に掲げる場合のほか、工場廃水を処理している場合 | ○・〇〇五三 | 33 令別表第十の四の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる | |

- 二 前号に掲げる用途以外の用途であつて、令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンを液体の状態で使用するもの（特定排出者の事業活動に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等）
- 第七条** 令別表第十一の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇三一とする。
- 2 令別表第十一の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次の各号に掲げるハイドロフルオロカーボンとし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇三一とする。
- 3 令別表第十一の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次の各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 4 令別表第十一の二の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、ハイドロフルオロカーボンとし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇三一とする。
- 5 令別表第十一の二の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、ハイドロフルオロカーボンとし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇三一とする。
- 6 令別表第十一の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次の各号に掲げるハイドロフルオロカーボンとし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇三一とする。
- 7 令別表第十一の二の項の下欄のヘの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、トリフルオロメタンとし、同欄のヘの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○七〇とする。
- 8 令別表第十一の二の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、ハイドロフルオロメタンとし、同欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○九〇とする。
- 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合
- ・○二〇
- 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合
- ・○九〇
- 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合
- ・○九〇
- 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合
- ・○九〇

- 9 令別表第十一の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。
- 一 洗浄（令別表第十一の二の項の下欄のイからハまで及びトに規定する洗浄を除く。）の用途
- 二 前号に掲げる用途以外の用途であつて、令第二条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンを液体の状態で使用するもの（特定排出者の事業活動に伴う六ふつ化硫黄の排出量の算定に係る係数等）
- 第八条** 令別表第十二の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇一三とする。
- 2 令別表第十二の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合 ○・二〇
- 二 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合 ○・六〇
- 3 令別表第十二の四の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○一九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器は、次の各号に掲げてある粒子加速器とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器は、次に掲げる粒子加速器の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 大学その他の研究機関において用いる粒子加速器 ○・〇四五
- 二 産業用の粒子加速器 ○・〇七〇
- 三 医療用の粒子加速器 二・〇
- 四 発生する放射線の有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満である粒子加速器（前三号に掲げるものを除く。） ○・〇七〇
- （特定排出者の事業活動に伴う三ふつ化窒素の排出量の算定に係る係数等）
- 第八条の二** 令別表第十三の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇
- 2 令別表第十三の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 ○・〇二〇
- 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッキング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 ○・〇三〇
- 三 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッキング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 ○・〇三〇
- 四 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッキング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 ○・三〇
- 第九条** 令第七条第一項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
- 一 貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該排出量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する

| | | | | |
|---|--|--------|-------|--------|
| 三一 | 廃プラスチック類（一トン 般廃棄物であるものに 限る。） | トントン | 二十九・三 | ○・○一五七 |
| 三三 | 廃プラスチック類（産業廃棄物であるものに 限る。） | トントン | 二十九・三 | ○・○一三九 |
| 三四 | 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。 以下この項において同じ。）又は廃油から製造された燃料炭化水素油 | キロリットル | 四十一・二 | ○・○一七八 |
| 三五 | 製造された燃料炭化水素油 | キロリットル | 三十八・〇 | ○・○一七八 |
| 備考 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第七百七条第一項（同法第一百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百五十五条第一項（同法第一百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百九十九条第一項（同法第一百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百三十一条第一項（同法第一百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百三十六条第一項（同法第一百四十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百四十五条第一項（同法第一百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百四十五条第一項の規定による報告において燃料の使用量の発熱量への換算に用いられた当該燃料の単位当たり発熱量でこの表の第四欄に掲げる係数に相当するものは、同欄に掲げる係数とみなす。 | | | | |
| 別表第一（第三条関係） | | トントン | 二・二三 | 二・二七 |
| 一石炭 | 二石油コーケス | トントン | 三・〇六 | 二・二七 |
| 二ナフサ | 四液化天然ガス（LNG） | キロリットル | 一・九六 | 一・五六 |
| 三天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。） | 標準環境状態に換算した千立方メートル | トントン | 一・五六 | 一・五六 |
| 四エチレン（ナフサから製造されたものに限る。） | トントン | トントン | 二・〇六 | 二・〇六 |
| 五エチレン（軽油から製造されたものに限る。） | トントン | トントン | 〇・八六 | 〇・八六 |
| 六エチレン（エタンから製造されたものに限る。） | トントン | トントン | 〇・九四 | 〇・九四 |
| 七エチレン（プロパンから製造されたものに限る。） | トントン | トントン | 〇・九六 | 〇・九六 |
| 八エチレン（ブタンから製造されたものに限る。） | トントン | トントン | 一・五六 | 一・五六 |
| 九アクリロニトリル | トントン | トントン | 〇・三三 | 二・一 |
| 一〇クロロエチレン | トントン | トントン | 〇・六五 | 〇・七三 |
| 一一無水フタル酸 | トントン | トントン | 〇・三七 | 一一 |
| 一二無水マレイン酸 | トントン | トントン | | |

別表第二（第三条関係）

別表第七（第四条及び第五条関係）

| 別表第七（第四条及び第五条関係） | | 一牛 | 二豚 |
|---|---|--------|--------|
| ふん尿の天日乾燥による管理 | ふん尿の火力乾燥による管理 | ○・○〇二〇 | ○・○三一 |
| ふん尿の堆積発酵による管理 | 乳用牛のふん尿の堆積発酵による管理 | ○・○三八 | ○・○三一 |
| 肉用牛のふん尿の堆積発酵による管理 | 肉用牛のふん尿の堆積発酵による管理 | ○・○二五 | ○・○二八 |
| ふん尿の焼却による管理 | ふん尿の焼却による管理 | ○・○〇一六 | ○・○〇一三 |
| ふん尿の浄化による管理 | 乳用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理 | ○・○〇三〇 | ○・○四五 |
| 肉用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理 | 肉用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理 | ○・○一二三 | ○・○〇〇三 |
| 肉用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理 | 尿から分離した尿の強制発酵による管理 | ○・○三四 | 一 |
| 尿から分離した尿の強制発酵による管理 | 尿から分離した尿の強制発酵による管理 | ○・○〇一一 | ○・○〇三九 |
| 尿から分離した尿の強制発酵による管理 | 乳用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理 | ○・○一二 | ○・○〇九四 |
| 乳用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理 | 肉用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理 | ○・○一 | ○・○〇九四 |
| 肉用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理 | 乳用牛の尿から分離した尿のメタン発酵による管理 | ○・○三八 | ○・○〇三九 |
| 肉用牛の尿から分離した尿のメタン発酵による管理 | 肉用牛の尿から分離した尿のメタン発酵による管理 | ○・○一三 | ○・○二五 |
| 肉用牛の尿から分離した尿のメタン発酵による管理 | 乳用牛の尿から分離した尿のメタン発酵による管理 | ○・○二五 | ○・○二八 |
| 乳用牛の尿から分離した尿のメタン発酵による管理 | 乳用牛の尿から分離した尿のメタン発酵による管理 | ○・○〇二四 | ○・○〇三一 |
| 肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理 | 肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理 | ○・○三五 | ○・○〇二四 |
| 乳用牛の尿から分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理 | 乳用牛の尿から分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理 | ○・○三八 | ○・○〇二四 |
| 焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理 | 焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理 | ○・○〇四〇 | ○・○三八 |
| 肉用牛の尿から分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理 | 肉用牛の尿から分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理 | ○・○三八 | ○・○三一 |
| 肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理 | 肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理 | ○・○四〇 | ○・○四五 |
| ふん尿の天日乾燥による管理 | ふん尿の火力乾燥による管理 | ○・○二〇 | ○・○三一 |
| ふん尿の火力乾燥による管理 | ふん尿の堆積発酵による管理 | ○・○九一 | ○・○三一 |
| ふん尿の堆積発酵による管理 | ふん尿の焼却による管理 | ○・○一六 | ○・○三九 |
| ふん尿の焼却による管理 | ふん尿の浄化による管理 | ○・○四〇 | ○・○一六 |
| ふん尿の浄化による管理 | ふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理 | ○・○九一 | ○・○四五 |
| ふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理 | ふん尿の堆積発酵による管理 | ○・○〇八 | ○・○〇九四 |
| ふん尿の堆積発酵による管理 | ふん尿から分離した尿の強制発酵による管理 | ○・○〇三〇 | ○・○二五 |
| ふん尿から分離した尿の強制発酵による管理 | 尿から分離した尿の強制発酵による管理 | ○・○〇一六 | ○・○〇一六 |
| 尿から分離した尿の強制発酵による管理 | 尿から分離した尿の強制発酵による管理 | ○・○〇一六 | ○・○〇一六 |

ふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による
○・○三六

| | |
|--|-------|
| 一一浄水施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であるものをいう。以下同じ。）に係る汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。） | ○・○二〇 |
| 一二浄水施設に係る汚泥（一の項に掲げるものを除く。） | ○・○一〇 |

別表第十（第四条及び第五条関係）

| | |
|-------------|-----------|
| 一連續燃焼式焼却施設 | ○・○○○○○二六 |
| 二准連續燃焼式焼却施設 | ○・○○○○○二一 |
| 三バッチ燃焼式焼却施設 | ○・○○○○○一 |
| 四ガス化溶融施設 | ○・○○○○○六九 |

別表第十一（第四条及び第五条関係）

| | |
|---------------------------|-----------|
| 一嫌気性消化処理 | ○・○○○○○五四 |
| 二好気性消化処理 | ○・○○○○○五五 |
| 三高負荷生物学的脱窒素処理 | ○・○○○○○五九 |
| 四生物学的脱窒素処理（三の項に掲げるものを除く。） | ○・○○○○○七三 |
| 五膜分離処理 | ○・○○○○○七六 |

別表第十二（第四条及び第五条関係）

| | |
|------------------------------|----------|
| 六し尿の処理（一の項から五の項までに掲げるものを除く。） | ○・○○○○○一 |
|------------------------------|----------|

| | |
|--|-----------|
| 一し尿処理施設（し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）の処理を行うために設置するものであつて、し尿及び雑排水を管渠によって収集するものに限る。） | ○・○○○○○六二 |
| 二淨化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第二項又は淨化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六号）附則第二条の規定により淨化槽（淨化槽法第二条第一号に規定する淨化槽をいう。以下同じ。）とみなされたものの除去を行ふ性能を有する。 | ○・○○○○○四五 |
| 三合併処理淨化槽（性能評価型のものであつて、高度に窒素の除去、窒素及びリンの除去又は生物化学的酸素要求量の除去を行ふ性能を有するものに限る。） | ○・○○○○○四五 |
| 四合併処理淨化槽（構造例示型のものに限る。） | ○・○○○○○四五 |
| 五合併処理淨化槽（構造例示型のものに限る。） | ○・○○○○○四五 |
| 六くみ取便所の便槽 | ○・○○○○○四五 |

別表第十三（第五条関係）

| | |
|-------|----------|
| 一ボイラー | ○・○○○○○一 |
|-------|----------|

| | |
|--------------------|----------|
| 二ボイラー（流動床式のものを除く。） | ○・○○○○○一 |
| 三常圧流動床式ボイラー | ○・○○○○○一 |
| 四加圧流動床式ボイラー | ○・○○○○○一 |
| 五 | ○・○○○○○一 |
| 六 | ○・○○○○○一 |
| 七 | ○・○○○○○一 |
| 八 | ○・○○○○○一 |
| 九 | ○・○○○○○一 |

別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち熱利用を行う施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの

別表第五の四〇の項に掲げる燃料

別表第五の四一の項に掲げる燃料

別表第五の三九の項に掲げる燃料

一七 ○・○○○○○一

一九 ○・○○○○○一

一〇・○○○○○一

一八五 ○・○○○○○一

一八七 ○・○○○○○一

一九四 ○・○○○○○一

一九五 ○・○○○○○一

一九六 ○・○○○○○一

一九七 ○・○○○○○一

一九八 ○・○○○○○一

一九九 ○・○○○○○一

二〇〇 ○・○○○○○一

二〇一 ○・○○○○○一

二〇二 ○・○○○○○一

二〇三 ○・○○○○○一

二〇四 ○・○○○○○一

二〇五 ○・○○○○○一

二〇六 ○・○○○○○一

二〇七 ○・○○○○○一

二〇八 ○・○○○○○一

二〇九 ○・○○○○○一

二一〇 ○・○○○○○一

二一一 ○・○○○○○一

二一二 ○・○○○○○一

二一三 ○・○○○○○一

二一四 ○・○○○○○一

二一五 ○・○○○○○一

二一六 ○・○○○○○一

二一七 ○・○○○○○一

二一八 ○・○○○○○一

二一九 ○・○○○○○一

二二〇 ○・○○○○○一

二二一 ○・○○○○○一

二二二 ○・○○○○○一

二二三 ○・○○○○○一

二二四 ○・○○○○○一

二二五 ○・○○○○○一

二二六 ○・○○○○○一

二二七 ○・○○○○○一

二二八 ○・○○○○○一

二二九 ○・○○○○○一

二三〇 ○・○○○○○一

二三一 ○・○○○○○一

| | |
|--|-----------|
| 一一浄水施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であるものをいう。以下同じ。）に係る汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。） | ○・○二〇 |
| 一二浄水施設に係る汚泥（一の項に掲げるものを除く。） | ○・○一〇 |
| 二一連続燃焼式焼却施設 | ○・○○○○○二六 |
| 二二准連續燃焼式焼却施設 | ○・○○○○○二一 |
| 二三バッチ燃焼式焼却施設 | ○・○○○○○一 |
| 二四ガス化溶融施設 | ○・○○○○○六九 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 一 ガス機関又はガソリン 機関(航空機、自動車 又は船舶に用いられる ものを除く。) | 二 ガス機関又はガソリン 機関(自動車 又は船舶に用いられる ものを除く。) | 三 業務用のこんろ、湯沸 器、ストーブその他の 事業者が事業活動の用 に供する機械器具 | 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料 | 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料 | 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料 | 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料 | 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料 | 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料 | 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料 |
| 八 ○・ ○○○○ ○○○三 | 八 ○・ ○○○○ ○○○三 | 別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料 | 五七 ○・ ○○○○ ○○○○ | 四 ○・ ○○○○ ○○○○ | 八五 ○・ ○○○○ ○○○○ | 二 ○・ ○○○○ ○○○一 | | | |